

医療法人社団軽井沢西部総合病院行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年 9月 1日～ 2028年 8月31日までの 4年間
2. 内容

目標1: 所定時間外労働時間を削減するための雇用環境の整備

< 対策 >

- 2024年9月～ 所定外労働時間の原因の分析を行う
- 2024年12月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施
- 2026年4月～ 昨年度時間外労働時間削減状況の把握と今後の対策
- 2027年4月～ 昨年度時間外労働時間削減状況の把握と今後の対策
- 2028年4月～ 昨年度時間外労働時間削減状況の把握と今後の対策

目標2: 2028年8月までに年次有給休暇の取得日数を1人当たり
平均年間7日以上とする。

< 対策 >

- 2024年9月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 2024年12月～ 計画的な取得に向けた検討員会での検討開始
- 2025年4月～ 取組状況の取りまとめなどによる取得促進のための取組開始
- 2026年4月～ 昨年度有給休暇取得状況の把握と今後の対策
- 2027年4月～ 昨年度有給休暇取得状況の把握と今後の対策
- 2028年4月～ 昨年度有給休暇取得状況の把握と今後の対策